

見附市告示第92号

見附市地域経済循環創造事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年5月20日

見附市長 稲田 亮

見附市地域経済循環創造事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市地域経済循環創造事業補助金交付要綱(平成28年見附市告示第108号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「のうち価格が50万円以上のものを、取得年度から市長が別に定める期間を経過するまでの間に」を「について、総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)第8条に定める期間を経過するまでに」に、「行う場合は」を「しようとするときは」に、「財産処分承認申請書(別記第8号様式)」を「見附市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書(別記第8号様式)」に、「市長の」を「その」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に交付決定がなされているものについては、なお従前の例による。